

第1部 事業概要

目次

1. 沿革	1
2. 施設	1
3. 機構及び事務分担	2
4. 職員名簿	3
5. 試験検査	4
6. 各部門の業務概要	
1) 生活衛生部門	5
2) 臨床部門	5
3) 微生物部門	6
4) 病理部門	7
5) 疫学情報部門	7
6) 調査研究部門	8
7) 環境部門	8
8) 管理課相談係	9

1. 沿 革

- 大正9年8月 下京区（現東山区）今熊野旧日吉病院跡に京都市衛生試験所として開設
- 大正15年11月 上京区竹屋町通千本東入主税町910番地に新築移転
- 昭和21年4月 京都市生活科学研究所に改称
- 昭和25年7月 厚生省通牒（地方衛生研究所設置要綱）に基づき京都市衛生研究所に改称
- 昭和38年12月 機構改革により事務部門を除き従来の部制を廃止し、研究主幹制に変更
- 昭和45年7月 中京区壬生東高田町1番地の2に新築移転
- 昭和54年1月 京都市公害センター設立に伴う機構改革により当所から公害関係業務を分離
- 昭和61年4月 組織改正により、京都市食品検査所並びに衛生局環境衛生課環境防疫室及び総合検査室を統合し、1課6部門となる。
- また、京都市中央卸売市場第一市場及び第二市場にそれぞれ第一検査室及び第二検査室を設置
- 平成2年4月 組織改正により公害対策室審査課（公害センター）を統合、1課7部門とし、京都市衛生公害研究所に改称

2. 施 設

1) 本所（管理課，生活衛生部門，臨床部門，微生物部門，疫学情報部門，調査研究部門，環境部門）

敷地面積	4,335.9m ²
建物総延面積	7,270.0m ²
本館構造	鉄筋コンクリート造
	地下1階,地上5階（一部6階）
	4,110.0m ²
別館構造	鉄筋コンクリート造
	地下1階,地上5階（一部6階）
	2,950.2m ²
動物実験施設	鉄筋コンクリート造
	地上2階
	190.2m ²
危険物貯蔵所	コンクリートブロック造
	地上1階
	19.6m ²

2) 第一検査室（生活衛生部門）

構造	鉄筋コンクリート造
	地上3階（一部）
	475.0m ²

3) 第二検査室（病理部門）

構造	鉄筋コンクリート造
	地上2階（一部）
	300.0m ²

3. 機構及び事務分担 (平成16年3月現在)



* 課長, 担当課長, 研究担当課長 ** 課長補佐, 担当課長補佐, 研究担当課長補佐 *** 係長, 担当係長, 主席研究員

4. 職員名簿（平成16年3月現在）

所長	今宿 晋作				近野真由美
次長	簗内 秀雄				渡辺 正義
管理課				病理部門	
管理課長	池田 一雄			担当課長	藤井 三郎
課長補佐	南部 敏彦			担当課長補佐	松尾 高行
〃	眞方 敏行			担当係長	力身 覚
統括主任	川崎 泰雄			統括主任	佐藤 博光
主 任	伊藤 浩二			主 任	大石 浩之
〃	荒川 清				田邊 輝雄
	竹内 裕人				野波 正浩
	岡本ひろみ				小野寺佳隆
主 任	樫村 雅志				池 隆雄
	長谷川輝夫				池田 幸司
					塩田 豊
					大橋 吾郎
					小野 耕介
生活衛生部門				疫学情報部門	
担当課長	永井 博昭			担当課長	西尾利三郎
担当課長補佐	川勝 剛志			担当係長	三宅 健市
担当係長	稲田眞之助			主 任	中司 眞二
〃	川上 雅弘				堀場 裕子
〃	辻 由起				小貫 良子
主 任	森田 恵一			調査研究部門	
〃	筒井 達也			担当課長補佐	竹上 修平
〃	伴埜 行則			担当係長	澤村 文男
〃	梶 政彦			〃	近藤 章正
	橋本 貴弘			〃	佃 秀次
	塩見 哲生			〃	寺村 知子
	出口夫美子			主 任	山口 重雄
	米田 昌裕				
	福本 智也			環境部門	
	新美 達也			担当課長	三原 啓子
	野村 剛			研究担当課長補佐	松本 正義
	伴 創一郎			担当係長	安井 朗
臨床部門				〃	小森 光彦
研究担当課長	丸岡 捷治			主席研究員	吉田 宏三
担当課長補佐	山野 親逸			統括主任	友膳 幸典
担当係長	中西 四郎			〃	下島洋太郎
〃	辻 尚信			主 任	田崎 和子
統括主任	森本 繁則				奥井よりこ
主 任	原田 保				吉川 俊一
	井本 幸子				中川 和子
	伊藤 千恵				三輪真理子
	木戸 毅				山本 暁人
	小石 智和				沓澤 彩香
微生物部門					川井 仁之
担当課長	三上 侑彦				
担当課長補佐	大西 修				
担当係長	梅垣 康弘				
〃	福味 節子				
統括主任	宇野 典子				
主 任	馬口 敏和				
〃	平野 隆				

5. 試験検査

平成15年度の試験検査状況は表1のとおりである。

表1 試験検査状況(平成15年4月1日～平成16年3月31日)

項 目			件 数
結 核			0
性 病	梅 毒		9
	そ の 他		0
ウイルス・ リケッチア 等検査	分離・同定・検出	ウイルス	524
		リケッチア	0
		クラミジア・マイコプラズマ	189
	抗 体 検 査	ウイルス	594
		リケッチア	0
		クラミジア・マイコプラズマ	0
病原微生物の動物試験			395
原虫・ 寄生虫等	原 虫		0
	寄 生 虫		0
	そ族・節足動物		246
	真菌・その他		0
食中毒	病原微生物検査	細 菌	2,206
		ウイルス	540
		核 酸 検 査	568
	理化学的検査		0
	そ の 他		0
臨床検査	血液検査(血液一般検査)		1,723
	血清等検査	エイズ(HIV)検査	1,084
		HBs抗原, 抗体検査	0
		そ の 他	24
	生化学検査	先天性代謝異常検査	13,983
		そ の 他	1,725
	尿 検 査	尿 一 般	0
		神経芽細胞腫	9,447
		そ の 他	0
	アレルギー検査(抗原検査・抗体検査)		0
そ の 他		0	
食品等 検査	細菌学的検査		632
	理化学的検査	食品添加物	511
		残留農薬	95
		PCB・水銀等有害物質	75
		残留動物用医薬品	360
		食品規格検査	131
		自然毒検査	21
		器具・容器包装等検査	345
	そ の 他		20
	(上記以外) 細菌検査	分離・同定・検出	
核 酸 検 査		237	
抗 体 検 査		0	
化学療法剤に対する耐性検査		0	
と畜検査	現 場 検 査		23,887
	精 密 検 査	細菌検査	1,238
		病理検査	349
		生化学検査	2,675
		抗菌性物質検査	1,021
		BSE検査	7,664
		その他	26

項 目・			件 数
医薬品・ 家庭用品 等検査	医 薬 品 家 庭 用 品 そ の 他		18 72 10
栄養関係検査			0
水道等 水質検査	水 道 原 水	細菌学的検査	2
		理化学的検査	2
		生物学的検査	0
	飲 用 水	細菌学的検査	61
		理化学的検査	61
		利用水等(プー ル水等を含む)	細菌学的検査 理化学的検査
廃棄物 関係検査	一般廃棄物	細菌学的検査	0
		理化学的検査	105
		生物学的検査	0
	産業廃棄物	細菌学的検査 理化学的検査 生物学的検査	0 10 0
環境・ 公害関係 検査	大 気 検 査	SO ₂ ・NO ₂ ・O _x 等	23,790
		浮遊粒子状物質	5,856
		降下ばいじん	12
		有害化学物質・重金属等	66
		酸 性 雨	99
		そ の 他	5,214
	水 質 検 査 (細菌学的検査)	公共用水域	0
		工場・事業場排水	7
		浄化槽放流水	104
	水 質 検 査 (理化学的検査)	公共用水域	56
		工場・事業場排水	64
		浄化槽放流水	32
		そ の 他	157
騒 音 ・ 振 動		244	
悪 臭 検 査		21	
土 壌 ・ 底 質 検 査		26	
放射能	環境生物検査	藻類・プランクトン・魚介類 そ の 他	0 0
	一般室内環境		0
	そ の 他		7
	環境試料(雨水・空気・土壌等)		0
食 品		83	
そ の 他		0	
温泉(鉱泉)泉質検査			0
そ の 他			0
合 計			110,666

6. 各部門の業務概要

1) 生活衛生部門

当部門は、中央卸売市場第一市場にある第一検査室を含めて構成されており、食品衛生及び環境衛生などに関する試験検査を担当している。

主な業務は次のとおりである。

(1) 食品などの検査

第一市場、第二市場、保健所などにおいて収去した食品について、食品衛生法に基づき農薬、動物用医薬品などの残留物質検査、PCB、水銀、放射能などの食品汚染物質検査、食品添加物検査、食品の規格検査、自然毒検査及び容器包装の規格検査などを行っている。

(2) 飲料水などの水質検査

簡易水道水及び貯水槽水道水などの理化学検査を行っている。

(3) 家庭用品の検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品の検査を行っている。

(4) 医薬品などの検査

薬事法に基づく医薬品などの検査を行っている。

(5) その他の検査

プール水の理化学検査、母乳中のPCBなどの検査を行っている。

(6) 第一市場における監視指導業務

第一市場における水産物及び青果物のせり売り場、仲卸業者並びに市場関連事業者店舗について、食品衛生法に基づく監視指導と共に、違反食品などに対する措置を行っている。

(7) 食鳥処理場などに対する監視指導業務

市内の食鳥処理場などに対して、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく監視指導を保健所と合同で行っている。

平成15年度の生活衛生部門の取扱件数は表2のとおりである。

2) 臨床部門

当部門は、母子、成人、老人保健対策に関する生化学検査並びに食品衛生対策、生活衛生及び環境・公害に関する細菌学的検査を担当している。主な業務は次のとおりである。

(1) 乳幼児のマス・スクリーニング検査

新生児（生後5～7日目）の血液について先天性代謝異

表2 生活衛生部門取扱件数

平成15年度

検 査 名	検体数	(項目数)
食品中の食品添加物検査	511	(3,710)
食品中の残留農薬検査	95	(10,409)
食品中のPCB、水銀等の食品汚染物質検査	75	(573)
食品中の残留動物用医薬品検査	360	(5,993)
食品の規格等の検査	131	(285)
自然毒の検査	21	(32)
器具及び容器包装等の検査	345	(377)
食品の放射能汚染検査	83	(83)
食品衛生に関するその他の検査	16	(28)
食品衛生外部精度管理	4	(6)
家庭用品の有害物質の検査	639	(692)
飲料水等の水質検査	65	(808)
環境衛生に関するその他の理化学検査	40	(200)
医薬品などの検査	18	(18)
母乳中の残留物質検査	22	(220)
計	2,425	(23,434)
監視指導延件数	48,337	

(ただし、家庭用品の有害物質の検査については検査委託検体600検体(600項目)を含む。)

常症（フェニルケトン尿症など4疾患）、先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）及び先天性副腎過形成症（CAH）のマス・スクリーニングを行っている。

また、乳児（6か月児）の尿について小児がんの一種である神経芽細胞腫のマス・スクリーニングも行っている。

(2) 血液検査

従来、医師会委託のみであった老人保健法に基づく基本健康診査を昭和62年度から保健所でも実施することとなり、その血液検査を当部門で担当している。

(3) 細菌学的検査

市民の健康を守るため、市内に流通する食品の衛生状態を細菌学的見地から把握し、保健所における監視指導業務に役立てることを目的として、年間計画に基づいて収去された食品について細菌検査を行っている。

また、食中毒発生の際には原因究明のため、食中毒菌の検索を行っている。

生活衛生に関しては飲用水、浴槽水及びおしぼりについて、環境・公害対策では浄化槽放流水と河川水について、細菌検査を担当している。

平成15年度の取扱件数は表3のとおりである。

表3 臨床部門取扱件数

平成15年度	
検 査 名	件数
先天性代謝異常症等検査	13,983
神経芽細胞腫検査	9,447
生化学検査	1,725
血液検査	1,723
クームス試験	0
浄化槽放流水の細菌検査	104
河川水の細菌検査	20
飲用水の細菌検査	65
浴槽水の細菌検査	47
おしぼりの衛生検査	10
食中毒の細菌検査	2,206
収去食品の細菌検査	568
依頼食品等の細菌検査	9
依頼衣料品の細菌検査	33
食品の規格検査(細菌)	93
食品衛生外部精度管理	5
計	30,038

3) 微生物部門

当部門は、昭和61年4月の組織改正により、従来の微生物部門に環境生物部門及び衛生局環境衛生課環境防疫室を併合し、設けられたものである。衛生微生物及び衛生動物に関する検査を担当しており、業務内容は次の4項目に大別される。

(1) ウイルスなどに関する業務

インフルエンザウイルスや日本脳炎ウイルスの分離は昭和30年代以来実施し、その後アデノウイルス、エンテロウイルスなど対象ウイルスの拡張を図ってきた。

昭和57年からは国の事業の一環として、京都市感染症サーベイランス事業における病原体検査を担当している。昭和62年から、同事業は新たに京都市結核・感染症サーベイランス事業として対象疾病も拡張され、ウイルスの分離、同定の他に疾病診断の確認や病原体情報の解析評価を行っている。同事業は平成10年に京都市結核・感染症発生動向調査事業と改称された。更に同事業は、平成11年4月に制定後、平成15年10月に改正、同年11月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく事業となり、病原体検査もこれに基づいて実施されている。

インフルエンザについては、流行時を中心に通年インフルエンザウイルス分離を実施し、分離ウイルスについては

抗原分析を加えて流行ウイルスの監視を行っている。

(2) 免疫に関する業務

風疹ウイルス抗体検査は、昭和51年から妊婦及び妊娠予定者について実施してきたが、平成12年9月以降対象が妊娠予定者(15歳以上)に変更された。

インフルエンザに関する調査は、流行前に市民の免疫保有状況を調査し、流行を予測するために実施している。

HIV感染症・エイズ予防対策の一環として、ヒト免疫不全ウイルス1型(HIV-1)抗体に関するスクリーニング検査を昭和62年1月から実施してきたが、平成5年10月から新たにHIV-2型抗体についても同時に検査を行い、平成6年4月からは確認検査も実施している。

またC型肝炎ウイルス抗体検査を平成13年6月に開始したが、平成15年度からは外部委託検査となった。

梅毒抗体検査は性病予防法に基づいて実施してきたが、平成11年4月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を基に実施されている。保健所で採血された検体について各種の検査を行っている。

(3) 細菌などに関する業務

京都市感染症発生動向調査事業における病原体定点医療機関から採取された検体の細菌、マイコプラズマの検査を行っている。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義する2類感染症のコレラ菌、3類感染症の腸管出血性大腸菌、4類感染症、5類感染症(行政依頼検査)の検査を行っている。

なお、2類感染症の細菌性赤痢、チフスのうち、コレラ汚染地域・コレラ対策地域からの来航者などから患者が発生したものについては、当研究所がコレラ菌、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌の検査を実施している。

行政依頼による細菌検査としては、京都府警察本部の依頼により不審な郵便物等の炭疽菌(4類感染症)検査を実施したほか、市内で発生した劇症型溶血性連鎖球菌感染症(5類感染症)事例の血清型別検査などを行っている。

(4) 衛生動物に関する業務

そ族及び節足動物など、衛生上有害な生物及び不快昆虫の種類鑑別、食品中の異物の鑑別を行っているほか、市民からの衛生動物に関する相談に応じている。

そのほか、蚊及びユスリカの発生消長調査を行っている。

平成15年度の取扱件数は表4のとおりである。

表4 微生物部門取扱件数

平成15年度	
検 査 名	件 数
ウイルス検査	524
血清検査	1,702
性病検査	9
細菌検査	1,799
マイコプラズマ検査	189
原虫検査	0
衛生動物検査	104
異物検査	0
衛生相談	142
計	4,469

4) 病理部門

当部門は、京都市中央卸売市場第二市場内に衛生公害研究所第二検査室として位置し、「市場における獣畜のと畜検査及び場内の衛生監視指導並びにその他の獣畜の病理検査」を担当する部門として運営されている。

当部門の主な業務は以下のとおりである。

(1) と畜検査業務

と畜場法及び食品衛生法に基づき、獣畜（牛，豚，馬，山羊，めん羊）のと畜検査及びこれに伴うと殺解体禁止，廃棄などの行政措置を行っている。

(2) と畜場及びと殺解体作業の衛生指導

京都市と畜場の衛生保持及び衛生的な解体作業を監視指導している。

(3) 第二市場内の衛生指導

食品衛生法に基づき市場及び関連施設の検査，監視指導を行い，食肉の衛生的な処理と安全確保に努めている。

(4) と畜検査以外の病理学的検査

食鳥，魚介類及びその他の食肉について第一検査室や保健所などを通じて寄せられた苦情に対し，その原因追及のための検査を行っている。また，食鳥検査に付随する精密検査の一部を行っている。

(5) データの解析及び還元

と畜検査などによって得られたデータはリレーショナルデータベース「桐」など，コンピュータを用いて解析し，検査業務の参考とするとともに，生産者や市場関係者などに還元している。

(6) 宿日直業務

と畜場における伝染病発生の早期発見並びに緊急と畜検査のため，休日を含め24時間体制で宿日直勤務を行ない，異常畜の検査などにあたっている。

(7) BSE スクリーニング検査

平成13年10月18日から，BSE スクリーニング検査が義務づけられ，解体した牛の延髄を検体として，ELISA 法を用いて全頭のスクリーニング検査を行っている。

平成15年度の取扱頭・件数は表5のとおりである。

表5 病理部門取扱頭・件数

平成15年度	
検 査 名 等	
と畜検査	23,887頭
（正常）	23,822頭
（病切迫畜）	65頭
合否保留	70頭
精密検査	342頭
処分（全部・一部廃棄）	18,083頭
BSE スクリーニング検査	7,664件
食鳥検査（検査指導）	0羽
瑕疵検査	84件
監視指導	872件

5) 疫学情報部門

当部門は，昭和38年12月の機構改革に際し，「公衆衛生に関する疫学的調査及び研究」を担当する疫学部門として設置された。昭和54年1月に「公衆衛生に関する情報の収集，解析及び提供に関すること」も担当することとなり，疫学情報部門と改称された。

当部門の主な業務は以下のとおりである。

(1) 京都市結核・感染症発生動向調査事業における感染症情報センター業務

①データの解析・提供

感染症に対する有効かつ的確な予防対策に資するため，市域における患者情報及び病原体情報を全国の情報と併せて，週，月ごとに解析し，医師会など関係機関に提供するとともに，当所ホームページ上に掲載している。更に，1年分（暦年）のデータを集計・解析し，京都市感染症発生動向調査委員会用資料（患者情報）及び「京都市感染症発生動向調査事業実施報告書」を作成している。

②感染症検査情報オンラインシステムの運用

厚生労働行政総合情報システム（WISH）の個別システムの一つである「感染症検査情報オンラインシステム」により，国立感染症研究所へ感染症検査情報の報告を行っている。

(2) 国民生活基礎調査（京都市分）の解析

国民生活基礎調査は，厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的に，国により3年毎に大規模調査が実施されているが，京都市など小地域単位での

集計・解析が不十分である。

そこで、国から平成13年に行われた調査の京都市分データ（2,327世帯、5,598人）を入手し、市民の健康状況などの基本的事項について集計・解析を行なうとともに、本市保健衛生行政の推進に必要な資料を作成し、その結果を報告書「平成13年国民生活基礎調査 京都市の概況」としてとりまとめた。

また、高齢者（65歳以上）の部分に注目し、生活状況について解析を行った。

（3）所内ネットワーク関連業務

所内のイントラネットパソコンについては、セキュリティの確保等の適正な管理を図りながら情報の利用及び発信等を効率よく行う必要があるため、所内運用委員会の運営等を行っている。

また、市民や他の地方衛生研究所からの当所へのメールの窓口となり、調整を図っている。

（4）ホームページの維持管理

当所のホームページの作成、更新を行っている。

平成15年度の当所ホームページへの閲覧回数は約46万回であった。

（5）京都市衛生公害研究所年報の作成

当部門が年報作成委員会の事務局となり、衛生公害研究所の事業概要及び試験検査・研究実績などをとりまとめ、「京都市衛生公害研究所年報」を作成している。

（6）GLP 関連業務

食品衛生に関する検査データの信頼性を確保するため、平成9年4月、国及び地方自治体などの食品衛生検査施設に対し、試験検査などの業務管理（いわゆる GLP）が義務づけられた。当部門は、所の信頼性確保部門として、GLP 委員会の運営、内部点検の実施、外部精度管理調査への参加のとりまとめなどの事務を担当している。

（7）文献などに関する情報の管理

地研業績集作成のとりまとめを行うとともに、地研業績集資料、科学技術文献速報（化学・化学工業編（外国編）、環境公害編：CD-ROM 版）、カレントコンテンツ（ライフサイエンス編：フロッピー版）などの入手状況を、所内情報としてイントラネット上に掲載し、それらの管理を行っている。

（8）その他

各事業課、保健所への公衆衛生情報の提供、事業課が行う調査及び情報処理の技術支援、新規採用職員や当所職員を対象とする情報処理技術向上のための研修を行っている。

6）調査研究部門

当部門は、昭和61年4月の組織改正により設立されたもので、生物学、理化学及び基礎医学の各分野における調査研究を行っている。

平成15年度に実施した当部門の主な業務は次のとおりである。

（1）京都市における空中花粉の実態調査（継続）

花粉症の原因となるスギ花粉をはじめとする各種花粉の分布状況、季節的消長、及びスギ花粉の飛散時期と温度との関係を調査、検討した。

なお、本業務は保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課並びに各保健所との共同調査である。

（2）京都市におけるハチの分布調査（継続）

ハチという昆虫を通じて都市化の変遷を追究する。

本年は、本市における各種ハチの種構成とその分布、及び気象要因と出現様相との関係について検討した。

（3）高野川水系におけるブユ幼虫・蛹相の実態調査

河川環境の変化（河川整備による水質、植生、底質、形態など）に伴い、そこに生息するブユ相の出現様相の変化を把握するため、ブユ幼虫と蛹相の発生状況を調査した。

（4）病原微生物の遺伝子解析（細菌・ウイルス）

①本市で分離された腸管出血性大腸菌O157などの遺伝子解析を PCR、多型解析法（ランダム PCR）及びパルスフィールドゲル電気泳動法を用いて行った。

② EBV 関連性疾患並びにアデノウイルス感染症については PCR 法及び定量 PCR 法を、また、サイトメガロウイルス感染については nested PCR を用いて、ウイルスの遺伝子解析を行った。

7）環境部門

当部門では、環境関連法令などに基づく環境の汚染状況の把握、発生源に対する監視及び規制業務、市民からの公害苦情に関する業務など、迅速かつ適切に処理されるために必要な行政検査を中心として、次の業務を行っている。

（1）環境情報関係業務

大気汚染常時監視テレメータシステムによって市内各地点の大気汚染の状況を常時監視するとともに、光化学スモッグ注意報発令などの周知にかかる業務を行っている。

また、大気汚染常時監視測定結果をコンピュータ処理することで、環境行政の推進に必要な資料を提供している。

（2）大気関係業務

大気中有害化学物質のモニタリング、悪臭物質の化学分析、降雨ごとの酸性度とそれに影響する降雨中溶解物質の

分析，降下ばいじん，浮遊粒子状物質，アスベスト，重油中硫黄分，工場等から排出される有害物質の調査，環境省委託業務の一つである新分析法が開発された物質の環境調査等を行っている。また，環境騒音，自動車騒音，鉄道騒音及び振動などに関する業務も行っている。

（３）水質関係業務

工場・事業場排水，ゴルフ場排水，浄化槽放流水，河川水，河川底質，地下水，池沼水，土壌，産業廃棄物，衛生公害研究所排水などに関する理化学的な検査業務を行っている。

８）管理課相談係

本市における消費者保護対策を推進するために，食品の安全性を中心とした相談及び指導業務を担当する部門として，消費者コーナーが昭和45年当所新築移転時に設置された。

平成2年4月の組織改正により相談係が設置され，従来の消費者コーナー業務及び旧公害対策室審査課（公害センター）の業務の一部を引き継ぐことになった。

食品添加物や品質表示など，日常生活に深いかかわりのある食品の諸問題や酸性雨などの環境問題について，各部門の機能を活用し，市民への啓発を行っている。

主な業務は次のとおりである。

- （１）食品衛生，環境衛生などに関する相談
- （２）各種講座の開催
- （３）消費者コーナーニュースの発行
- （４）簡易騒音測定器の貸出し
- （５）公衆衛生情報の収集提供
- （６）有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく試買
- （７）衛生公害研究所セミナーの開催

なお，平成15年度の家庭用品試買検体数は638件であった。

